

## 地域の重要な樹木に対する支援策の拡充

「文化財の保護」と「みどりの保護育成」の両面から希少な樹木を保全します

令和4年3月に登録文化財制度を導入したことに伴い、既存の保存樹木制度と連携し、地域の重要な保存樹木に対して支援策を拡充します。これまで、特に保護育成を必要と認める樹木を保存樹木に指定し、958本に対して必要な支援を行ってきました。今後は、登録文化財となった保存樹木をはじめ、文化財の保護とみどりの保護育成の両面から補助金の上乗せなどの支援策を拡充します。



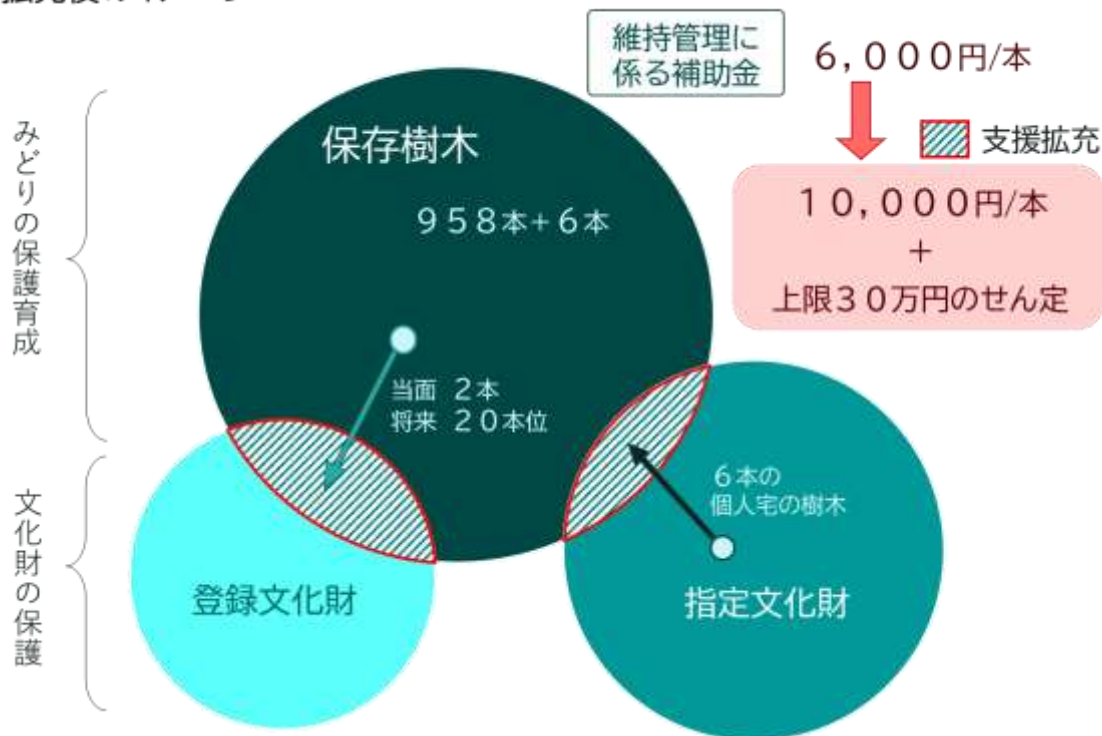
令和5年7月に登録文化財に  
指定された保存樹木

### ■ 地域の重要な樹木に対する支援策

(文化財かつ保存樹木に指定された樹木に対する支援)

- 保存樹木の維持管理に係る補助金
  - ⇒【上乗せ】1本当たり年額4,000円上乗せし、10,000円に  
(従前の補助金額：1本当たり年額6,000円)
  - ⇒【新規】せん定費用(上限300,000円かつ3年に1回)
- 市が倒木保険に加入
- 必要に応じて市が樹木医を派遣し、診断

### <拡充後のイメージ>



### ■ 武蔵野しみどりの保護育成と緑化推進に関する条例を改正します

令和5年9月に開催予定の武蔵野市議会第三回定例会で、武蔵野しみどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部を改正する条例を上程します。保存樹木となる指定文化財に対しても支援ができるように必要な改正を行います。